

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

当行は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」と言います）の防止が金融機関としての重大な責務であることを認識し、以下の基本方針を定め、管理態勢を整備します。

（基本的考え方）

1. マネー・ローンダリング等の防止を経営の最重要課題の一つと捉え、単に関連法令等の形式的な遵守にとどまらず、検証と高度化を進めることによって実効性のある管理態勢をめざします。

（組織体制・責任者）

2. リスク統括部担当役員をマネー・ローンダリング等防止の責任者とし、経営陣はマネー・ローンダリング等への対応が経営上重大なリスクになり得るとの認識の下、主体的かつ積極的に関与すると共に、その防止に関する取組みをすべての役職員に浸透させ、関係部署の適切な連携により一元的な管理を行います。

（リスクベース・アプローチ）

3. リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当行が直面しているマネー・ローンダリング等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を実行します。

（顧客の管理）

4. 適時・適切な取引時確認を実施すると共に、顧客の属性情報・取引情報に基づく定期的な調査・分析を行い、リスクに応じた継続的な管理を実施します。

（疑わしい取引の届出）

5. 犯罪収益移転防止法に基づき、疑わしい顧客や取引が判明した場合は速やかに当局に届け出ると共に適切に処理する態勢を構築します。

（役職員の教育）

6. すべての役職員に対しマネー・ローンダリング等の防止に関する研修等を継続的に実施し、役割に応じた専門性・適合性を有する役職員の確保・育成に努めます。

（取組状況の検証）

7. マネー・ローンダリング等防止に向けた取組状況と有効性を検証し、その結果を踏まえてさらなる管理態勢の改善に努めます。